

食品安全委員会第 176 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 19 年 2 月 1 日（木） 14:00 ～ 14:56

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）委員長代理の指名について

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 プロテアーゼ

（厚生労働省からの説明）

（３）汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について

・清涼飲料水 9 品目に関する意見・情報の募集について

四塩化炭素

1,4-ジオキサン

1,1-ジクロロエチレン

シス-1,2- ジクロロエチレン

トランス-1,2- ジクロロエチレン

塩素酸

ジクロロアセトニトリル

抱水クロラール

塩素（残留塩素）

・「水道水（塩素酸）」に関する意見・情報の募集について

（４）食品安全委員会の 1 月の運営について（報告）

（５）食品安全モニターからの報告（平成 18 年 12 月分）について

（６）その他

4．出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 松田基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 プロテアーゼの申請書概要

資料 2 - 1 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(四塩化炭素)

資料 2 - 2 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(1,4-ジオキサン)

資料 2 - 3 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(1,-1 ジクロロエチレン)

資料 2 - 4 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(シス-1,2- ジクロロエチレン、トランス-1,2- ジクロロエチレン)

資料 2 - 5 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(塩素酸)

資料 2 - 6 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(ジクロロアセトニトリル)

資料 2 - 7 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(抱水クロラル)

資料 2 - 8 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(塩素 (残留塩素))

資料 2 の参考資料 清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価結果一覧 9 物質

資料 2 - 9 汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について
(水道水、塩素酸)

資料 3 食品安全委員会の 1 月の運営について (報告)

資料 4 食品安全モニターからの報告 (平成 18 年 12 月分) について

6 . 議事内容

○見上委員長 ただ今から「食品安全委員会」176回会合を開催いたします。本日は6名の委員が出席です。

厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、全体のスケジュールにつきまして、お手元に「「食品安全委員会」（第176回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は14点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみ読み上げとさせていただきます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

資料1-2が「プロテアーゼの申請書概要」。

資料2-1から2-8までが「汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について」清涼飲料水9品目と、その関連資料として「『資料2』の参考資料」がそこに入っております。

資料2-9が「汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について」で、こちらの方は水道水と塩素酸でございます。

資料3が「食品安全委員会の1月の運営について（報告）」。

資料4が「食品安全モニターからの報告（平成18年12月分）」についてでございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

本日は、まず委員長代理の指名を行いたいと思います。委員長代理は委員長に万一事故があるときは職務を代理していただく委員であります。食品安全基本法第34条第3項に委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員がその職務を代理するとあります。私は小泉委員に委員長代理を指名したいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、小泉委員に委員長代理をお願いすることといたします。小泉委員長代理から一言何かありましたらお願いします。

○小泉委員 ただ今見上委員長から委員長代理をやるようにという指名を受けましたし、また、外の委員の方々からも承認をいただいたようですので、今後は委員長代理として役目を果たしていきたいと思っております。

私としましては、食品安全基本法の理念を大切にいたしまして、中立公正な立場で科学的なリスク評価を行う「食品安全委員会」の役割を今後もしっかりと果たすべく、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、委員長代理としまして、見上委員長を微力ながら、可能な限りサポートしてまいりたいと考えておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○見上委員長 どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、1 月 29 日付けで厚生労働大臣から「遺伝子組換え食品等プロテアーゼ」について、食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の松田基準審査課長よりお願いいたします。

○松田基準審査課長 厚生労働省の松田でございます。よろしくお願いします。

今回、組換え DNA 技術を応用しました添加物でありますプロテアーゼについて、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

資料 1 - 2 に申請書の概要をお示ししておるところでございます。

まず「1. 申請品目」でございますけれども、本品目はプロテアーゼの生産能を高めるために *Aspergillus niger* 由来の変異株に同じ *Aspergillus niger* の由来のプロテアーゼ生合成に関与する遺伝子を導入して、当該遺伝子を多重化させて構築した *Aspergillus niger*GEP-44 株により生産されたプロテアーゼというものでございます。

「2. 利用目的および利用方法」ですけれども、これは従来の *Aspergillus niger* が生産するプロテアーゼに利用目的・方法については相違はないということでございます。

「3. 備考」にもありますとおり、申請者からは、本生産菌株には、異種の微生物に由来する DNA は導入されていないために、当該株が生産するプロテアーゼは、組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が当該微生物と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみである場合というものに該当する微生物を利用して製造されたものと考えられるということで申請者から申出が出ているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、何か御意見・御質問がございますでしょうか。

これはアスペルギルス・ニジェールと読むんですか。

○松田基準審査課長 そういうふうに聞いております。

○見上委員長 英語読みなのかドイツ語読みなのか、大したことではないんですけれども、ニガーと言ったと思ったんですけれども、食品の安全と関係ないことですので、結構です。よろしいですか。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会における審議状況について」でございます。清涼飲料水 9 品目及び水道水（塩素酸）につきましては、専門調査会からそれぞれ意見情報の募集のための評価書案が提出されております。事務局から説明をお願いいたします。

○ 國枝評価課長 それでは、資料 2 - 1 から 2 - 9 までに基つきまして、御説明をしたいと思います。

最初に資料 2 - 1 から 2 - 8 でございますが、これは 1 枚紙で「『資料 2』の参考資料」ということで横長で入っているのをまず御覧いただきたいと思いますが、1 つは「清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価一覧」ということで、9 物質、これが資料 2 - 1 から資料 2 - 8 までということになっておりまして、最初の資料 2 - 1 の部分を御覧いただきたいと思いますが、平成 15 年 7 月に厚生労働省から清涼飲料水の規格基準の改正の食品健康影響ということで、汚染物質になりますが、これが 48 項目、農薬が 93 項目諮問されたわけでございますが、今回化学物質についてそのうちの 9 物質というのか第一弾ということで評価書の案ができたということで御報告でございます。

資料 2 - 9 でございますが、これは昨年水道法の中の規格基準の設定ということで、塩素酸について設定を行いたいということで食品健康影響評価がございまして、これは清涼飲料水の今回御報告する基準にも載っている物質でございますが、これについて資料 2 - 9 という形での食品健康影響評価が併せて出来上がったということで、これについても御報告し、国民への意見・情報の募集を行うものでございます。

それでは、早速入らせていただきたいと思いますと思いますが、まず資料 2 - 1、四塩化炭素でございます。先ほど御説明しましたように、平成 15 年の 7 月 1 日に厚生労働省から食品健康影響評価があったということで、これまで汚染物質及び化学物質専門調査会の合同ワーキンググループで審議がされました。今回その結果がまとまったということで本日御了解いただきましたならば、3 月 2 日までの 30 日間ということで国民への情報募集を行いたいというものでございます。

めくっていただきまして、2 ページに審議経緯がございます。

3 ページに化学物質の概要の記載がございまして、「主たる用途」としては、フロオロカーボン類の原料としての使用が多く、その他ワックス樹脂や各種溶剤等々に使用されるということでございます。

毒性の関係については、かなり長いものでございますので、32 ページを御覧いただきます。

ここに概略がまとまっておりますので、これに基づいて御説明をしたいと思います。

まず「実験動物等への影響」でございますが、主な標的臓器としては肝臓と腎臓ということになります。

動物実験を行った上で一番低い数値ということになりますと「短期毒性試験」のラット 12 週間経口投与ということで NOAEL が 0.71mg/kg 体重/日ということになります。

長期毒性としては、経口投与による評価に値するような適当な知見はないということです。

「遺伝毒性・発がん性試験」につきましては、in vitro で陽性、陰性の結果が混在しておりますが、in vivo では多くが陰性で陽性となったものも細胞毒性による二次的な影響ということで、遺伝毒性はないと考えられるという結論となっています。

発がん性については、そこに記載のとおりで、マウス・ラットの経口投与で肝腫瘍が誘発されておりますが、この発生は肝毒性による二次的な影響である可能性があるとしております。

以上ということで、現時点では肝臓の腫瘍は遺伝毒性を介したものとは考えられないということから、遺伝性発がん性物質だと判断できないとなっております。

33 ページ、TDI の設定ということで、先ほどの NOAEL 0.71mg/kg 体重/日を採用しておりますが、不確実係数としては種差、固体差、短期試験、それぞれ各 10 ということで、100 0 を採用して、TDI としては、0.71 μg/kg 体重/日としております。

ちなみに海外等での評価ということになりますが、WHO の第 2 版と同様の評価ということになっておりまして、3 版でも同じものを採用しておりますが、大量投与ということで、その係数を 0.5 ということで不確実係数を 500 としておりますが、今回の評価ではこれは採用しておりません。

以上が四塩化炭素ということになります。

引き続いてさせていただきたいと思います。

それでは、資料 2 - 2 でございますけれども、1,4-ジオキサンでございます。審議状況等については、同文でございますので、省略させていただきまして、3 ページを御覧いただきたいと思います。ここに「主たる用途」ということが書いてございますけれども、1,4-ジオキサンについては、溶剤や 1,1,1-トリクロロエタン安定剤などの用途に使用される外、ポリオキシエチレン系非イオン界面活性剤及びその硫酸エステル製造工程において副生し、洗剤などの製品中に不純物として存在するというものです。

毒性関係については、31 ページを御覧ください。

「実験動物等への影響」としましては、長期毒性で低い数値が出ておりまして、ラット

の 2 年間の飲水投与で NOAEL が 9.6mg/kg 体重/日、同じく 2 年間の飲水投与になりますけれども、NOAEL が 16mg/kg 体重/日というものが出ております。

遺伝毒性・発がん性については、in vitro では特に問題は起きておりませんが、in vivo ではマウスの肝臓細胞を用いた小核試験で高用量で陽性という結果が出ております。しかしながら、非遺伝毒性のメカニズムによるものとされております。

発がん性につきましては、ラット・マウスで肝細胞腺腫及びがん発生の増加というのがございます。

また、マウスの二段階皮膚塗布試験において、そのプロモーション作用が示されております。

マウスの経口投与の皮膚発がんイニシエーション作用は認められなかったとしております。

以上のようなことから、現時点においては、ラット・マウスに発がん性が明らかに遺伝毒性を介したものととは考えられないとしております。

TDI については、先ほど御説明しました NOAEL として 16mg/kg 体重/日を採用してしております。不確実係数は種差、固体差、毒性の重篤性ということで、1000 にしております。なお、NOAEL につきましては、実は 16 mg/kg 体重/日より低いものがございますが、これは注 1 になりますが、そこに書いてございますように、文献そのものが比較的古いということとか、使用されたラットが珍しい種であるということ、あるいは公比 10 で設定されているというようなことで、信頼性に多少問題が残ったということで採用しておりません。

もう一つ、注 2 になりますが、毒性の重篤性という部分については、安全係数 10 を採っておりますが、その理由が記載されているところでございます。

海外の国際機関等との評価ということでは、WHO の第 3 版発がんの部分を採用して、今回のものはこの評価と同じ評価がされているものでございます。

以上が資料 2 - 2 ということになります。

続きまして、資料 2 - 3 でございますが、1, -1 ジクロロエチレンでございます。

「審議状況」等については、同文ですので、省略させていただきまして、3 ページを御覧いただきたいと思います。

「主たる用途」としては、ポリビニリデンの共重合体の製造及び化学中間体としての使用される揮発性の合成の有機化合物ということで、そこに記載のようなものの共重合に用いられるということです。

毒性等につきましては、30 ページを御覧いただきたいと思います。

「実験動物等への影響」ということで、ラットの 2 年間の飲水投与で LOAEL が 9mg/kg

体重/日というのが出ております。

「遺伝毒性・発がん性試験」については、in vitro では陽性が出ておりますが、in vivo の試験におきましては、陽性がないということから、遺伝毒性があるとは判断できないと出ております。

「発がん性試験」につきましては、吸入暴露試験において、これを誘発する知見がございますが、一方で経口投与、飲水投与試験で発がん性を示す証拠は得られなかったとしており、現時点では遺伝毒性発がん物質には分類されないという判断をしております。

「TDI の設定」でございますが、BMDL10、ベンチマークドースの 10 ということでございますが、これは「根拠」というところに書いてございますが、先ほど御説明いたしましたラット 2 年間の飲水投与で LOAEL が示されておりますが、NOAEL が得られなかったことから、ベンチマークドースの 10 を根拠として TDI が設定されております。

「不確実係数」としては、100 ということで、種差、固体差それぞれ 10 ということで TDI 46 μ g/kg 体重/日が求められております。これは WHO の第 3 版の追補と同様な評価でございます。

次に資料 2 - 4 でございますが、2 品目一緒でございますがシス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレンということになります。

「審議経過」等は同様ですので、説明を省略させていただきまして、3 ページを御覧いただきたいと思います。

「3. 主たる用途」ということで、シス体、トランス体、ほとんど同様ですが、混合物ということで、シス体の場合はトランス異性体、トランス体の場合はシス異性体との混合物ということで、他の塩素系溶剤の製造工程中に反応中間体ということで使用する。それから、溶剤、染料抽出、香料、ラッカー等にも使用するという用途でございます。

毒性等につきましては、29 ページを御覧いただきたいと思います。そこに記載のとおりで、短期毒性試験では、シス体ではラットの 90 日間の強制経口投与で NOAEL が 32mg/kg 体重/日、トランス体ではマウスの 90 日間の飲水投与の NOAEL で 17mg/kg 体重/日というのが出ております。長期毒性は有用な報告がないということです。

「遺伝毒性・発がん性試験」については、そこに記載のようなことでございまして、シス体、トランス体ともに in vivo のマウスの骨髄細胞の染色体異常試験が陰性であることから、遺伝毒性があるとは考えられとしております。発がん性についての報告はございません。

現時点においては、発がん性の十分なデータがないため、遺伝毒性発がん物質と判断する根拠はないとしております。

TDI の設定としては、シスとトランスの和ということで、基準値が設定されておりまして、先ほどシス体、トランス体の方の低い方を採用しまして、NOAEL としては 17mg/kg 体重/日ということで、不確実係数は種差、固体差、短期毒性試験ということで、それぞれ 10 をかけて 1000 から導き出しました TDI 17 μ g/kg 体重/日でございます。

「国際機関等の評価」ということで、WHO の第 3 版と同様な評価ということになっております。

次に資料 2 - 5、塩素酸でございます。経緯等については同様ということで省略させていただきます。3 ページを御覧いただきたいと思います。

「主たる用途」ということで、塩素酸イオンは、二酸化塩素の分解生成物として存在するという。

塩素酸ナトリウムとしては、雑草の除草剤、分析用試薬、酸化剤、パルプ漂白用二酸化塩素の原料等々に使用されるということです。

毒性等については、17 ページを御覧いただきたいと思います。

「短期毒性試験」ということで、ラットの 90 日間の飲水投与ということで、NOAEL が 30mg/kg 体重/日となっております。

「遺伝毒性・発がん性試験」については、in vitro で変異原性は認められておりません。in vivo でも染色体異常誘発等は認められておりません。

長期の発がん性試験は実施されておられませんけれども、塩素酸の腎発がんに対するプロモーション作用は認められないとの報告がございます。

以上のようなことから、現時点においては、遺伝毒性発がん物質には分類されないと判断されております。

TDI の設定としては、先ほど御説明しました NOAEL 30mg/kg 体重/日のラットを用いた 90 日間の飲水投与を根拠としまして、不確実係数は種差、固体差、短期試験であるということで、それぞれ 10 をかけた 1000 から導き出した TDI 30 μ g/kg 体重/日としております。

「国際機関等の評価」としては、WHO の第 3 版の評価で同様な評価が得られております。

資料 2 - 6 でございますが、ジクロロアセトニトリルでございます。「審議状況」について、省略させていただきます。3 ページ目を御覧いただきたいと思います。

「主たる用途」としては、塩素（消毒）処理の際に、遊離炭酸とフミン物質、藻類、アミノ酸が反応してできる副生物でございます。

毒性等については、21 ページを御覧いただきたいと思います。

「実験動物等への影響」ということで、短期毒性試験として、ラット 90 日間の経口投与ということで、LOAEL で 8 mg/kg 体重/日が出ております。

「遺伝毒性・発がん性試験」としては、in vitro で DNA 損傷試験と Ames 試験で陽性が出ております。

in vivo では、ショウジョウバエで陽性の結果が得られていますが、経口投与によるマウスの小核試験では陰性の結果となっております。

以上から、遺伝毒性は否定できないものの、発がん性に関する十分なデータがないため、遺伝毒性・発がん物質と判断する根拠はないとしております。

TDI については、LOAEL の 8 mg/kg 体重/日ということで、ラットに用いた 90 日間の経口投与試験の結果を採用しておりまして、不確実係数としては、種差、固体差、それから短期の試験ということで 10、NOAEL に近い LOAEL を使用しているということで、これを 3 ということで、計 3000 というのを採用し、TDI は 2.7 µg/kg 体重/日としております。

WHO の第 3 版でも同様な評価を行っております。

次に資料 2 - 7 ですが、抱水クロラールですが、審議経過については、同様ということで省略させていただきます。

3 ページ「主たる用途」ということで、生成の仕組みとしては、浄水の過程で水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるということで、用途としては、医薬品原料というものがございます。

毒性としましては、30 ページを御覧いただきたいと思います。これはいわゆる医薬品としての用途があるわけですが、催眠剤としての投与としては、一般に 500 ~ 1000mg ということで、高用量摂取に肝障害が誘発されるという報告があるものでございます。

「実験動物等への影響」ということでは、一般毒性については、マウスの 14 日間経口投与で NOAEL の 14.4mg/kg 体重/日というのが一番低い値となっております。

発がん性については、マウスの 2 年間の飲水投与ということで、LOAEL が出ておりまして、13.5mg/kg 体重/日が出ております。

「遺伝毒性・発がん性試験」については、in vitro では微生物に対する遺伝子突然変異誘発性については陽性の報告がございましたが、高純度品を用いた GLP 対応試験では陰性という結果になっております。

in vivo 試験では、陽性の報告がございましたが、陰性という報告もございました。

高純度品を使用した GLP 対応の試験では、小核試験、染色体異常試験、いずれも陰性という結果が出ております。

発がん性につきましては、マウスの雄で肝細胞がんを誘発したという報告がございました。

以上から、現時点においては、発がん性が遺伝毒性を介したものであるかどうかは判断ができないということです。

TDI の設定としては、先ほど申しました LOAEL は 13.5mg/kg 体重/日というのを採用しております、不確実係数としては、種差、固体差、通常 NOAEL から TDI は求めますが、今回は LOAEL であるということで、それぞれ 10。

毒性の重篤性ということで 3 とし、3,000 の不確実性をとって TDI は 4.5 μ g/kg 体重/日を設けております。

「国際機関等の評価」ということで、WHO とエンドポイントは同様でございます。

資料 2 - 8 でございますけれども、塩素（残留塩素）でございます。

審議経過等については同様ということで省略させていただきまして、3 ページを御覧ください。

「主たる用途」としては、水道では塩素消毒ということで、水道水に一定量の塩素を保持することとされているものでございます。

毒性等については、26 ページを御覧いただきたいと思いますのですが、「短期毒性試験」としては、マウスの 90 日間の飲水投与で NOAEL が 10.3mg/kg 体重/日というのが一番低い値が出ております。

「長期毒性試験」では、ラットの 2 年間飲水投与で NOAEL が 13.6mg/kg 体重/日ということになっています。

「遺伝毒性・発がん性」では、in vitro ではサルモネラで弱い代謝活性系なしで弱い変異原性を示しております。

チャイニーズハムスター CHL 細胞の代謝活性化系なしで染色体異常の誘発をしております。

in vivo では、マウスの骨髓細胞を用いた小核試験及び染色体異常試験で陰性となっております。

発がん性に関しては、有意な増加の報告はございません。

以上から、現時点においては、遺伝毒性・発がん性物質には分類されないとしております。

TDI の設定としては、先ほど説明した長期毒性のラットの 2 年間の飲水投与から出た NOAEL 13.6mg/kg 体重/日を採用し、不確実係数としては、種差、固体差、それぞれ 10 の 10 から導き出された TDI 136 μ g/kg 体重/日としております。

「国際機関等の評価」ということでは、WHO の第 3 版と同じエンドポイントを用いておりますが、実際に原著を当たってみましたところ、若干違っておりまして、原著では 13.6 ということで、それを採用しております。

ちなみに、この 13.6 というのは、EPA でも評価のときには採用しているということで、

私どもは WHO の 3 版の原著を調べたところ、13.6 を確認した上で NOAEL を 13.6 としたものでございます。

以上が清涼飲料水関係になります。

次に資料 2 - 9 でございますけれども、これは先ほど御説明しましたけれども、今年の 8 月ですけれども「水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について」ということで、諮問がされたものでございまして、この中身である塩素酸については、先ほど御説明した清涼飲料水の中にも入っておるものでございまして、内容的にはすべて同文でございますので、省略をさせていただきます。

以上が個々の説明でございまして、それをまとめたものが先ほど冒頭御説明しました「『資料 2』の参考資料」ということで 1 枚紙になっておりまして、物質名が左側に書いておりまして、TDI がそこに記載のもの、その TDI を求める参考となった NOAEL 等ということで、そこに記載の形になっております。

それから、TDI を求めるために不確実係数を NOAEL の数値等から出すわけでございますけれども、そのときにこういった根拠で用いたかということが、そこに記載のような形で定められたということで、それぞれの NOAEL の根拠と、備考欄の中で不確実係数によって一部こういった形で採用したかという理由等が付されているものでございます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、清涼飲料水 9 品目及び水道水塩素酸につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全委員会の 1 月の運営について（報告）」、事務局から報告願います。

○小木津総務課長 それでは、資料 3 に基づきまして、御報告いたします。

まず資料 1 ページ目ですが、「1. 食品安全委員会の開催」状況について御説明いたします。

第 173 回会合は 1 月 11 日に開催されておりますが、ここでは農薬カズサホス、また、遺伝子組換え食品ジェランガム K3B646 につきまして、意見・情報の募集に着手いたしました。

また、米国の対日輸出認定施設の現地調査等の報告が厚生労働省、農林水産省よりありました。

BSE 対策に関する調査結果の報告が厚生労働省からございました。

プリオン専門調査会で取りまとめられました米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解についての報告がございました。

動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の運営ということで、ポジティブリスト制度導入に伴う評価体制強化についての報告がございました。

平成 19 年度食品安全委員会予算（案）と組織・定員要求の結果についての報告がございました。

また、平成 19 年度の食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について報告がありまして、決定されております。

174 回会合ですが、1 月 18 日に開催されまして、まず動物用医薬品 8 品目について評価要請がございまして、農林水産省の方から説明を受けております。

また、農薬 7 品目についての評価要請、こちらの方は厚生労働省の方からの説明でございます。すべてポジティブリスト制度関連の案件でございました。

2 ページ、動物用医薬品 10 品目についての評価要請。こちらもポジティブリスト制度関連ですが、厚生労働省からの説明を受けております。

新開発食品 1 品目につきまして、申請取下げがございました。

器具・容器包装ポリエチレンテレフタレートにつきまして、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

新開発食品「キリン プナハリ茸」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

新開発食品 2 品目につきまして、評価結果を取りまとめまして、厚生労働大臣に通知しております。

動物用医薬品 5 品目につきまして、評価結果を厚生労働大臣、農林水産大臣に通知しております。

平成 19 年度の食品安全モニターの募集についての案を御検討いただきまして、募集することを決定しております。

また、12 月の運営報告がございました。

「食の安全ダイヤル」（18 年 12 月分）の報告がございました。

1 月 25 日、第 175 回会合ですが、新開発食品「毎日コツコツふりかけ」につきましての評価要請、厚生労働省から説明を受けております。

添加物「次亜塩素酸水」につきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

また、ポジティブリスト制度の導入に関するものですが、平成 19 年度の評価依頼予定物

質について厚生労働省から報告を受けております。

3 ページ以下は、専門調査会の運営状況でございます。日時のみ御説明をさせていただきます。

企画専門調査会が1月23日に開催されております。

リスクコミュニケーション専門調査会が1月22日、

緊急時対応専門調査会が1月15日、

添加物専門調査会が1月26日に開催です。

農薬専門調査会につきましては、まず幹事会が1月15日、同日に総合評価第二部会が非公開で開催されておりますし、4 ページにまいりまして、確認評価第二部会、これが1月22日に非公開で開催されております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、1月26日に公開会合、非公開会合が引き続き開催されております。

汚染物質専門調査会が1月23日に開催されております。

遺伝子組換え食品等専門調査会が1月16日に非公開で開催されております。

続きまして、意見交換会等の開催状況ですが、1月16日に北海道旭川市におきまして、農薬に関する意見交換会が開催されております。

5 ページ、1月24日、農薬に関するOECDの取組につきまして、東京都千代田区で意見交換会が開催されております。

1月25日、農薬に関する意見交換会、これが福島県福島市で開催されております。

1月30日、同じく農薬に関する意見交換会が大分県大分市で開催されております。

その他であります。食品安全委員会が主宰しております地域の指導者育成講習会の開催状況です。

1月12日に栃木県。1月17日に大分県。1月19日に東京の特別区。1月25日に三重県。1月29日から昨日まで、食品のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップの第3回目の会合が開催されております。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、あるいは説明事項につきまして、御質問、御意見ございましたらどうぞ。それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告（平成18年12月分）について」、事務局から御説明をお願いします。

○吉岡勧告広報課長 それでは、資料4に基づきまして、御報告させていただきます。

食品安全モニターからの平成 18 年 12 月分の報告ですが、58 件ございました。内訳でございますが、食品表示関係が 11 件。化学物質関係が 10 件。微生物・ウイルス関係が 9 件となっております。このうち化学物質関係につきましては、トランス脂肪酸、又微生物・ウイルス関係 9 件のうち 7 件については、ノロウイルスに関する御意見・御質問となっております。

それでは、当委員会のコメントを終審に御報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2 ページでございますが「食品安全委員会活動一般関係」。地域の指導者育成講座に参加しての御意見。育成講座の継続的な開催を望むという御意見を頂いております。

これに対する当委員会のコメントでございますが、本講座は、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、地域において食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析や食品安全委員会の役割についての理解を深めていただき、コミュニケーション能力を高めていただくことを目的に今年度から実施した事業でございます。今年度は 13 か所、19 年度においては、実施を希望する自治体を中心に地域バランスを考慮して実施することとしておりますので、多数の方に御参加いただきたいと思いますと考えております。

また、本講座に御参加いただいた皆様には、その成果をできる限り生かし、地域で活動していただけることを期待しております。

3 ページ「食品安全モニター制度について」、応募資格について現状より緩和して、一般から募集してはどうか。また、アンケート型の報告の回数を増やしてほしいという御意見でございます。

これにつきましては「食品安全モニター」は、食品安全委員会が行ったリスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や、食品の安全性などについて御意見を頂くとともに、食品の安全性に関する危害情報を入手したときに、速やかに詳細な情報を提供していただくといったような観点から、一定の知識、業務経験、資格などをお持ちの方を対象としている外、当委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡しの役割も期待しているところでございます。

また、課題報告等につきましては、随時報告も含め、皆様から頂いた御意見も踏まえながらその内容の充実に努めてまいりたいとしております。

また、19 年度の「食品安全モニター」につきましては、本年 1 月 20 日より 2 月 16 日まで募集を行っておりでございます。

なお、一般の消費者の皆様が食品の安全について気軽に御相談いただく窓口としては、

「食の安全ダイヤル」がございますので、そちらの周知・広報にも努めてまいりたいと思います。

次が「食品安全モニター会議開催方法についての要望」ということで、当日の資料については、会議前に各自に送付してほしい。BSE 関連事項は、説明時間が不足していた。また、専門委員による講演テーマについて、モニター側には選択権がないのが残念。年に2回程度の開催を希望するといったような御要望を頂いております。

モニター会議につきましては、例年5月から6月にかけて、全国においてモニターの方に食品安全委員会の役割やモニターの役割等を御承知いただくために開催しておるものでございます。開催の回数につきましては、予算等の制約があるところでございますが、その運営や在り方については、今回頂いた御意見も含め、参考にしながらよりよいものとなるよう努めてまいりたいとしております。

また「季刊誌『食品安全』」を読んで、キッズボックスについて、ジャガイモやワラビについての説明がもうちょっと書き加えていただけたらという御意見がございます。キッズボックスにつきましては、お子様にも、そしてお母様と共に読んでいただけるレベルの内容とするために書かれているものでございまして、食材ごとの解説は必ずしも詳細なものとはなっておりませんが、今後とも引き続きできるだけ分かりやすい解説を心がけてまいりたいとしております。

5 ページにまいりまして、BSE 関係でございます。

6 ページが鳥インフルエンザ関係。

7 ページが農薬関係。ポジティブリスト制度について3件の御意見を頂いております。すべての農薬の残留基準を早期に設定し、一律基準の適用範囲を小さくしてほしい。基準値を上回る残留農薬が検出されたという報道があったけれども、いずれも健康に影響のない値であり、過剰に反応する必要はないとのことであるが、それでは基準値の妥当性はどうなのか。

また、外国産品を輸入する際には、取り分け細心の注意を払って検査してほしいといったような内容でございます。

当委員会からのコメントといたしましては、ポジティブリスト制度につきましては、国民の健康保護と制度の迅速な導入を図るという目的から、先に厚生労働省が制度を導入し、事後に食品安全委員会がリスク評価を行うこととなったわけですが、体制を強化するとともに、実施手順を策定し、これに基づき、個別の物質ごとに調査審議を行っておるところであり、一律基準についても、別途リスク評価を行うこととしております。

9 ページ、化学物質関係でトランス脂肪酸について、その表示、あるいは安全性当につ

いて御意見でございます。

これについての当委員会のコメントといたしましては、食品安全委員会では、トランス脂肪酸について、ファクトシートを作成し、基本的な科学的知見を取りまとめて公表しております。トランス脂肪酸は摂取量が増えると、悪玉コレステロール濃度の上昇、善玉コレステロール濃度の低下など、動脈硬化症の危険性が増加すると報告されているところであり、WHO/FAO 合同専門家会合の報告では、トランス脂肪酸の摂取量は最大でも 1 日当たりの総エネルギー摂取量の 1 % 未満とするよう勧告しているところでございます。

日本では推計によりますと、1 日当たり平均 1.56 g という摂取量であり、摂取エネルギーの 0.7 % に相当することから、健康への影響は小さいと考えられると整理しているところでございます。

しかしながら、現時点で基礎的な資料、調査が少ないことから、データ収集調査を行っているところございまして、今後とも科学的知見を収集し、必要に応じてファクトシートを改訂し、公表するなど、情報提供に努めてまいりたいとしております。

12 ページ、汚染物質関係でございます。

「メチル水銀を含有する魚介類について」、マグロにメチル水銀等が含まれていると報告を聞いたが、その他の魚介類についてはどうなのか。不安を感じているという御意見でございます。

これにつきましては、食品安全委員会では平成 17 年 8 月 4 日に魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価を公表しておりまして、妊婦がメチル水銀を摂取しても、どのくらいまでならば胎児に影響を及ぼさないかを検討し、1 週間当たりの耐容摂取量を $2.0 \mu\text{g/kg}$ 体重/週としておるところでございます。

また、この評価結果を分かりやすく紹介した Q & A コーナーや、季刊誌、あるいは DVD ソフトの配付などもしておりますので、そちらを御紹介するとともに、魚は栄養面において非常に有効な食材であることから、バランスよく食べて健康の維持に努めることが肝要であり、どんな魚をどのくらい食べてよいかといった具体的な魚介類の情報等については、厚生労働省の「妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項」を御参照くださいとしております。

15 ページ「微生物・ウイルス関係」です。

ノロウイルスに関連いたしまして、その予防策、また知識の提供といった御意見でございます。これについての当委員会からのコメントでございますが、ノロウイルスによる食中毒は、二枚貝の生食や調理従事者からの二次感染による様々な食品が原因となり、また人から人への二次感染もあるということで、冬場に多く発生するのが特徴であり、食中毒

を防ぐためには、加熱が必要な食品は中心部まで、85 度、1 分以上と十分に加熱すること。

また、野菜などの生鮮食品や手・指などの洗浄。感染者の便、嘔吐物に直接接しない。

また、次塩素酸ナトリウムを用いて消毒をするといったような内容を御紹介するとともに、当委員会のホームページにおいて、トピックスでノルウイルス食中毒に関する専用のページを作成しているところから、こちらを御紹介しております。

17 ページ、「生卵の取り扱いについて」、サルモネラ菌との関係で、御意見が 2 件でございます。

これにつきましては、当委員会のホームページに食中毒に関する情報を載せているところございまして、卵の生食は新鮮なものに限る。低温保存に心がけ、早目に食べ切るようにしてくださいとするとともに、現在、微生物・ウイルス合同専門調査会において、優先順位付けのための検討を行っている中で、鶏卵中のサルモネラについても、候補の 1 つとなっていることを説明しております。

18 ページが遺伝子組換え食品等関係で、遺伝子組換え作物について、異常たんぱく質以外の影響の可能性の有無をしっかりと確認してほしいという御意見でございまして、これにつきましては、現在、食品安全委員会において安全性について、主に遺伝子組換えによって新たに付け加えられたすべての性質と、遺伝子組換えによって他の悪影響が生じる可能性がないかという点について、これまで食べられてきた食品と比較し評価を行っているところでございますので、こうした安全性評価のポイントについて御紹介をしております。

19 ページが肥料・飼料等関係、硝酸塩等についての御意見でございます。

20 ページが食品衛生管理についての御意見です。

22 ページからが食品表示関係について 11 件の御意見をいただいております。

26 ページにまいりまして「その他」でございしますが、「香辛料（スパイス）の放射線照射の実用化について」ということで、安全性については、時間をかけ、多角的に慎重に審議していただきたいという御意見でございます。

これにつきましては、放射線照射食品は食品衛生法において認可された食品のみが流通・販売等ができることとなっており、これを認可するに当たっては個々に食品安全委員会の評価を受ける必要がある。

放射線照射食品の安全性の評価についても、厚生労働省から評価要請があった場合において、食品の種類、放射線照射の用途等を考慮した上で必要な科学的情報に基づいて評価がなされることとなります。

なお、これにつきましては、昨年 12 月の企画専門調査会におきまして、自ら評価の候補案件として、当委員会に報告することとされておりまして、委員会に報告された場合には、

食品の安全性の観点からその取扱いについて委員会で検討することとなりますとしております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、他の議事はございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第176回会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、2月8日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、来週2月5日月曜日10時から微生物・ウイルス合同専門調査会ワーキンググループが公開で開催。

14時から、農薬専門調査会確認評価第三部会が公開で開催。

2月7日水曜日14時から農薬専門調査会幹事会が公開で開催。引き続き農薬専門調査会総合評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。これで終わります。